

# 災害時における応急工事等の 協力に関する業務基本協定書

千葉市（以下「甲」という。）と一般社団法人千葉市建設業協会（以下「乙」という。）とは、「千葉市地域防災計画」に基づき、大地震暴風雨等（以下「災害」という。）の発生が予想される場合の被害の未然防止及び災害が発生した場合の応急措置に係る工事等（以下「災害応急工事等」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、災害時における民間協力の一環として、甲の管理する道路、河川等の公共施設の機能の確保及び回復並びに市民の安全を確保するため、甲乙間において基本的事項を定め、もって災害に対し迅速かつ的確に対応することを目的とする。

## （協力要請）

第2条 甲は、災害応急工事等を実施する必要があると認めるときは、乙に対し協力を要請するものとする。

2 乙は、前項の協力要請を受けたときは、災害応急工事等に必要な人員、機械等を出動させ、甲が実施する災害応急措置に協力するものとする。

## （協力体制）

第3条 乙は、前条第1項の協力要請を受けた場合に速やかに災害応急工事等を実施するため、本市の区域を花見川・稲毛地区、中央・美浜地区、若葉地区及び緑地区（以下「各地区」という。）に区分し、乙の会員で、かつ、千葉市建設工事入札参加資格者名簿に登録されている業者をあらかじめ甲と協議の上、各地区のいずれかに割り当て、協力体制を整備するものとする。

## （要請手続）

第4条 甲が、乙に対し第2条第1項の規定に基づき、協力の要請手続をする場合は、総務局危機管理課から乙に対し行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、危機管理課以外の工事担当課等からも乙に対し協力の要請手続をすることができるものとする。

## （費用の負担）

第5条 甲の要請により、乙又は乙の会員が災害応急工事等を実施した場合に要する費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の額、支払方法等については、甲乙協議して別に定めるものとする。

(被害が生じたときの措置)

第6条 災害応急工事等の実施に伴い、第三者に被害が生じたときは、甲乙協議してその処理解決に当たるものとする。

(災害補償)

第7条 第2条第2項の規定により、災害応急工事等に従事した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合におけるその者又はその者の遺族若しくは被扶養者に対する災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用がない場合は、千葉県消防団員等公務災害補償条例（昭和41年千葉県条例第26号）の例によるものとする。

(実施細目)

第8条 この協定に関する実施細目は、甲乙協議して別に定めるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の1月前までに、甲乙のいずれからも協定改定の意思表示がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後もまた同様とする。

(前協定の取扱い)

第11条 甲と千葉県建設業協会が平成19年8月31日付けで締結した災害時における応急工事等の協力に関する業務基本協定書は、この協定の締結により、その効力を失う。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年10月10日